

カント批判哲学と「規定」の問題

道下拓哉(早稲田大学)

本発表の目的は、イマヌエル・カント(1724-1804)の哲学において、①あることを「規定」の事柄として捉えるとはいかなることか、また、②そうした捉え方はいかなる特別さを有しているか、さらに、③それがそうした特別さを持つのはいかなる理由に拠るか、を解明することである。以下では、こうした問題設定のもとで検討を行う背景と、検討の見通しを提示する。

カントの哲学は、一般に「形式主義(Formalismus)」の哲学と呼ばれる。こうした名称はカントの所説への反対者(例えば、ゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲルやマックス・シェーラー)が与えたものであるものの、全外的外れな指摘である訳ではない。それというも、事実、カントは三批判書(並びに『自然の形而上学』、『道徳の形而上学』など)において、我々の表象を〈形式(Form)-質料(Materie)〉という枠組みのもとに分節化し、「形式」の「質料」に対する優位を論じることによって、アプリアリな総合判断の可能性を説明しているからである。

上述のことが正しければ、カントの哲学は「規定」という事態に定位し、我々の認識様式を「規定」という観点から探求した哲学と理解し得る。それというも、カントにおいて「質料」は「規定可能なもの一般(Bestimmbare überhaupt)」を、「形式」は「規定作用(Bestimmung)」を意味するからである(A266/B322)。

発表者自身の最終的な目標は、カントが我々の認識様式をそれとして切り出すにあたり、なぜ他ならぬ「規定」という事態に定位したか、あるいは、なぜ他ならぬ「規定」という観点を採用したか、明らかにすることである。だがこの目標のためには、まずもって、カントが「規定」ということはいかなることを考えているか、理解しておく必要がある。それゆえ本発表では、冒頭の問題設定のもと、検討を行うのである。

では上述の問題に対してはどのように応じるのがよいだろうか。本発表が問題①②に応じるために参照するテキストは、『純粹理性批判』「分析論」の末尾に付された「付録」「経験的悟性使用と超越論的悟性使用との混同によって生じる反省概念の多義性について」(以下、「多義性」章)である。これは、カントが自身の公刊著作において「規定」ないし〈形式-質料〉そのものを論じるほとんど唯一のテキストである。さて、「多義性」章の記述からは、「規定」に関する次の明示的な主張を見出すことができる。それを簡潔に示せば次のようになる。

- ・〈形式-質料〉という対概念は、四対ある「反省概念(Reflexionsbegriffe)」(我々が「超越論的反省」を行うときに用いる概念)の一つである。(vgl. A261/B317)
- ・「反省(Reflexio/ Überlegung)」は、対象を認識することとは全く別の働きである。それゆえ「反省概念」は「純粹悟性概念」とは全く異なる本性と使用とを持つ。(vgl. A260/B316, IV316)
- ・「反省概念」としての〈形式-質料〉は、他の全ての「反省概念」のもとでなされる「反省」を根拠づけるという役割を担う。(vgl. A266/B322)

これらの主張を踏まえれば、問題①②に答えることはそれほど困難なものではないだろう。つまり、あることを「規定」の事柄として、あるいは、〈形式-質料〉の枠組みにおいて捉えることは、「超

越論的反省」という働きに関連するものであり、また、そうした捉え方はその他の「反省概念」のもとでなされる「反省」の根拠づけの役割を担うという特別さを有しているのである。

しかしながら問題③については、「多義性」章のテキストは明示的な回答を与えてはくれない。そこで本発表では、問題③に応じるべく、『プロレゴメナ』における「反省概念」は「純粹悟性概念」を「手引き」として導出されたものだ、という主張(vgl. IV326)に注目する。この主張は「反省概念」の各対(一様性と差異性、一致と対立、内的なものとの外的なもの、質料と形式)と「純粹悟性概念」(量、質、関係、様相)との対応関係を示唆するものである。発表者はこの主張を手がかりに、次のような見通しを立て、検討を行う。つまり、〈形式-質料〉が他の反省の根拠づけの役割を担うという特別さは、「超越論的反省」をカテゴリーに分節化して示したものである「反省概念」において、「純粹悟性概念」の四綱目における「様相」という契機と他の契機との相違が顕われたものとして解釈できるのではないかと。

周知のように、判断の「様相」という契機は、他の契機とは異なり「判断の内容を形成するもの」でなく、「思考一般に関する繫辞の価値だけに」(A74/B100)、あるいは、ある命題と悟性との結びつきの程度(vgl. A75f./B101)だけに、関わるものである。興味深いことに、カントは〈形式-質料〉について説明するとき「これらは他の全ての反省の根拠である二つの概念であり、それほどまでに両概念は悟性の全ての使用と不可分に結びついている」(A266/B322)と言い、その特徴を「悟性」との結びつきに認めている。こうした特徴についての類似は少なくとも、上で述べた見通しが突飛なものではないことを示すものである。

なお、カントが明示的に論じることのなかった「純粹悟性概念」からの「反省概念」の導出については、すでに複数の研究(Reuter[1989], Longuenesse[1998])が存在する。しかし未だ統一的理解が形成されるには至っていない。発表者の見るところ、その理由は、「超越論的反省」という働きについて、これらが一面的な理解しかしておらず、そのため「反省概念」についても十分な理解に達していないことにある。本発表では、「超越論的反省」について包括的な検討を行った Nerurkar[2012]を参照し、この働きの全容を正確に理解した上で、これまで述べた見通しが適切なものであることを提示する。

参考文献

- Longuenesse, Béatrice, 1998: *Kant and the Capacity to Judge: Sensibility and Discursivity in the Transcendental Analytic of the Critique of Pure Reason*, transl. from the French by Wolfe, Ch. T., Princeton: Princeton University Press.
- Nerurkar, Michael, 2012: *Amphibolie der Reflexionsbegriffe und transzendente Reflexion: das Amphibolie Kapitel in Kants Kritik der reinen Vernunft*, Würzburg: Königshausen & Neumann.
- Reuter, Peter, 1989: *Kants Theorie der Reflexionsbegriffe, Eine Untersuchung zum Amphiboliekapitel der Kritik der reinen Vernunft*, Würzburg: Königshausen & Neumann.